

鹿 沼 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

次のように改める。

令和 3 年 5 月 2 6 日 提 出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市税条例の一部を改正する条例

鹿沼市税条例（昭和 3 0 年鹿沼市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 2 号中「寄附金」の次に「（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）」を加え、同項第 4 号中「支出金」の次に「（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 0 条の 2 中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項の次に次の 1 項を加える。

1 5 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 4 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 6 条の改正規定並びに次条

第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 附則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の鹿沼市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の鹿沼市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。